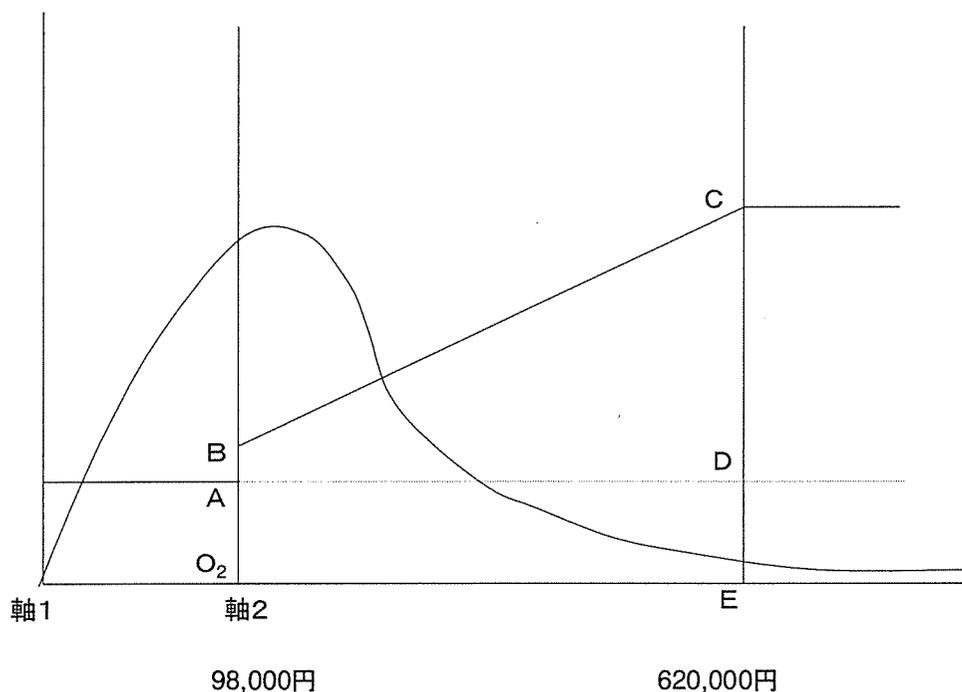


年金給付額は最初のバンドポイントまでが 0.9 であるから、月収\$500 であった者の年金額は月\$450 であり、月収\$3,000 であったものは\$1,354.4、月収\$4200 であった者は\$1,706.4 である（この水準で年金額は頭打ちになる）。特に第 1 のバンドポイントは給付乗率が 0.9 から 0.32 となるので、非常に大きく、図表 5 でも確認できる。ただし、年金額を AIME で割ったもの（一種の給付代替率）は、月収\$500 の者は 0.9、月収\$3,000 であったものは 0.45、月収\$4200 であった者は 0.41 である（給付の上限\$7,500 は 0.30）である。なお、被保険者としては、一定以上の所得のある者は強制加入になっており、被用者はもちろん自営業者（年 400 ドル（約 44,000 円）以上の収入のある者）も加入する。ただし、無職の者は加入する必要がない。

4 わが国の給付算定方法

今まで見てきたように、スウェーデン方式もアメリカ方式もそれぞれに特徴がある。それは、どちらの方式にも再分配機能があることである。もちろん、わが国の方式にも所得再分配機能が備わっている。わが国の制度は基礎年金が全国民に共通であるが、それ以外の報酬比例部分や国民年金基金はそれぞれの制度に特有である。ここでは最大の加入者数を誇る厚生年金保険を取り上げて考察を加えよう。

図表 6 厚生年金保険の給付算定方法と所得分布の模式図



注) http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/hokenryo_ans02.htm

上の図表6は、仮に現行制度が40年以上存続する（100年は存続していないとこの議論は出来ないが）として描いた厚生年金保険の給付算定方法である。所得水準は対数正規分布で近似できるので、おそらく、図表6の曲線のようになっている。厚生年金保険だけを考えるならば、軸2を取れば良い。この図表は、仮に生涯を通じた賃金（標準報酬月額）が98,000円だった者はO₂Aの老齢基礎年金とABの老齢厚生年金を受給し、620,000円以上だった者はEDの老齢基礎年金とDCの老齢厚生年金を受給する。ここで特徴的なことは、O₂Aの老齢基礎年金とEDの老齢基礎年金は加入月数が同一であれば同じ水準になるということである。

話を単純化するために、男性：昭和36年4月2日以降生まれの者を考えよう。すると、現行制度の給付算定方法⁹は、

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金} &= 792,100 \text{ 円} \\ &\times (\text{保険料を納付した月数} \\ &\quad + \text{保険料 1/4 免除の月数} \times 5/6 \\ &\quad + \text{保険料半額免除の月数} \times 2/3 \\ &\quad + \text{保険料 3/4 免除の月数} \times 1/2 \\ &\quad + \text{保険料全額免除の月数} \times 1/3) \\ &\div (\text{加入可能年数} \times 12) \end{aligned}$$

$$\text{老齢厚生年金} = (\text{ア} + \text{イ}) \times 1.031 \times 0.985$$

ア = 平均標準報酬月額 × 乗率 (7.5/1,000) × 平成15年3月以前の厚生年金の加入月数

イ = 平均標準報酬額 × 乗率 (5.769/1,000) × 平成15年4月以降の厚生年金の加入月数

のようになっている。

これでいくと、男性で昭和36年4月2日生まれの者¹⁰で標準報酬月額が98,000円の者は

$$\text{受給年金額 (年額)} = 792,100 \text{ 円 (老齢基礎年金)} + 316,935 \text{ 円 (老齢厚生年金)}$$

⁹ 付加年金や繰り下げ・繰り上げ支給は考えないものとする。また、加入月数は480ヶ月で、免除期間無かったものと仮定する。

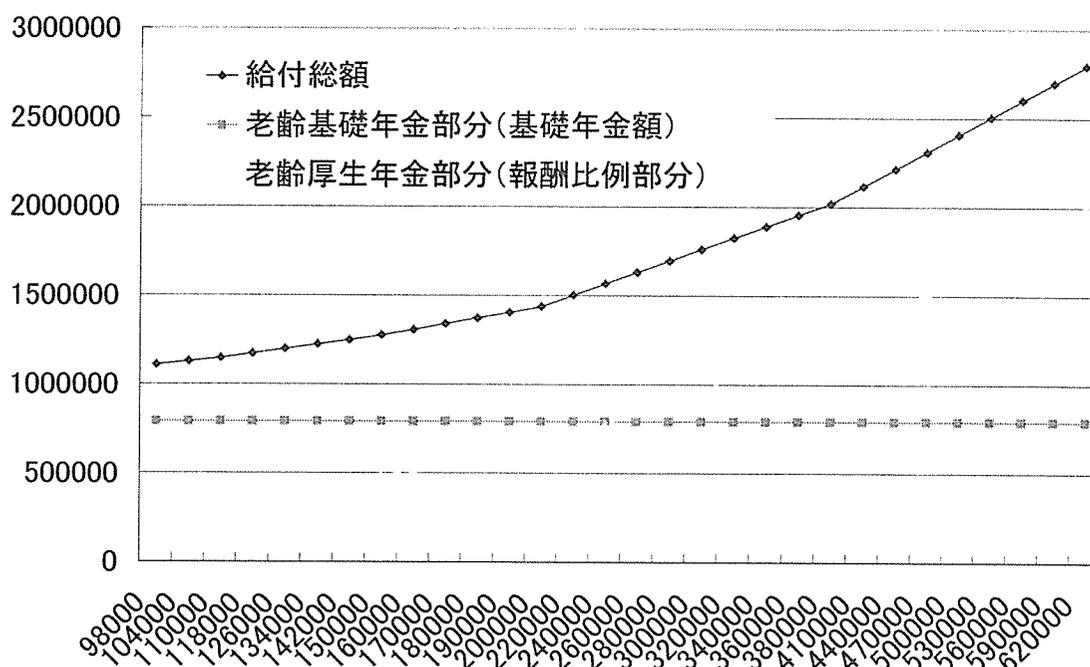
¹⁰ この者だと、アの時期とイの時期がちょうど20年ずつになる。

であり、620,000 円の者は

受給年金額（年額） = 792,100 円（老齢基礎年金） + 2,005,100 円（老齢厚生年金）

となる。これを見ると、老齢厚生年金の方は 98,000 円の者と 620,000 円の者の関係が 6.33 倍（ちょうど、620,000 円 ÷ 98,000 円）であるが、給付総額全体の差は 2.52 倍にしかない。ここに、基礎年金額の再分配効果が見て取れる。

図表 7 標準報酬別厚生年金保険の給付額



5 三方式の比較

ここで今までの整理と 3 方式の比較を試みよう。まず、日本の給付代替率（年金額を標準報酬で割ったもの）は 98,000 円の者は年金額の理論値が 92,420 円となり 0.94 である。また、620,000 円の者は年金額の理論値が 233,100 円となり 0.38 である。単純に比較はできないが、アメリカでは第 1 ベンドポイントまでの値が 0.9 であるので日本の 0.98 が勝る。しかし、給付算定の上限である AIME では 0.22(これ以上の所得のある者はさらに下がる)以下であり、こちらの方はアメリカが勝ることになる。また、スウェーデンの年金給付は試算が困難

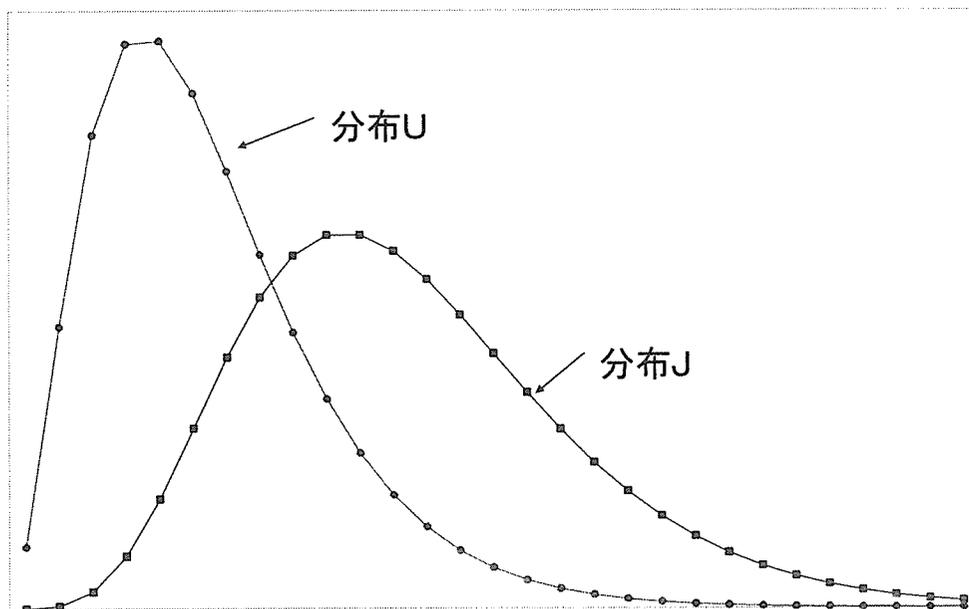
であるが、最低保障部分の総額と受給者がわかっているので、一人当たりの最低保障年金の額はわかる。図表4にあげたように、約310億円を352,828人に給付しているので一人あたりは約87,862円である。これは、日本の基礎年金の理論値66,008円より高い。しかし、減額される場合が多く、フルでもらっている人はあまりいない。

このように見ていくと、3つの方法を“単純”に見ていくことには問題が多すぎる。そこで、ここからは一応の給付算定方法がわかりやすくなっているアメリカを取り上げて、わが国との比較を試みていくことにする。

5.1 仮想分布による分析

アメリカの年金給付方法と日本の給付方法を比較する際に、まず、それぞれの給付方法がどのような機能を持つのかということを検討しよう。検討の方法はまず、仮想的な所得分布の作成を行う。そして、元の分布のジニ係数と元の分布を年金給付算定式に代入して出来た分布のジニ係数を比較し、当該年金給付算定方法がどのような性質を持つかを検討する。

図表8 対数正規分布の図



賃金の分布は対数正規分布にしたがうものと仮定する。対数正規分布は平均 u が大きくなるにしたがって、頂点が低く、裾野が広がっていくという性質をもつ。この性質を使って分布Jと分布Uという二種類の分布を作成した。分布Uはどちらかと言えば所得階層の低い者が多い（逆に言えば少数の所得の高い階

層がいる分布) 分布であり、分布Jは分布Uよりも所得階層の低い者が少ない形状をしている。図表8に二つの分布の形状をあげている。また、年金給付の方法はアメリカ方式と日本方式の二つについて検討している¹¹。

結果は図表9にあげている。これによれば、分布Jと分布Uともに日本方式の方がジニ係数は小さい。そして、年金給付も日本の方式の方が安上がりである。特にアメリカの方式を分布Jに当てはめた場合はジニ係数が最も大きく、年金給付費用も最もかかることになる。しかし、この結果は元の所得分布と特にアメリカの場合はバンドポイントの設定に依存する。アメリカでは Average Wage Index は所得分布のメディアン（中央値）に一致し、第1のバンドポイントはメディアンに対して 1.84%水準におかれ、第2のバンドポイントはメディアンに対して 11.09%の水準におかれている。この水準が変われば結果が大きく変わることに注意が必要である。

図表9 年金給付算定方法によるジニ係数比較

	ジニ係数		年金給付	
	分布J	分布U	分布J	分布U
アメリカ方式	0.112	0.143	2.969	1.635
日本方式	0.096	0.109	1.955	1.484

注) 分布Jのジニ係数 0.19、分布Uのジニ係数 0.23

5.2 所得分布の近似値による分析

上で検討したように、仮想的な二つの分布による結果は、アメリカ方式の方が若干優れるという結果になった。しかし、あくまで元の分布に結果が依存する部分が多いことも併せて検討された。そこで、今度は現実の所得分布から年金給付算定方法の評価を試みよう。その際、まず所得分布に関する仮定を置いた。

1. 平成16年度の政管・組合健保に関して、加入者の男女別年齢階級別の給与分布と賞与分布から一本の所得分布を作成した。
2. 給付算定方法に関わる標準報酬の下限を98,000円、上限を620,000円とし、各年齢階級において厚生年金加入者の割合は変わらないと仮定した（この仮定は物価上昇率、賃金上昇率が0の世界を仮定しているのと同じである）。
3. 収支計算は、2026年以降（昭和36年生まれが65歳になる）について試算した。厚生年金保険の保険料率は18.3%である。
4. 給付算定の人口については、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成18年12月推計）を使っている。

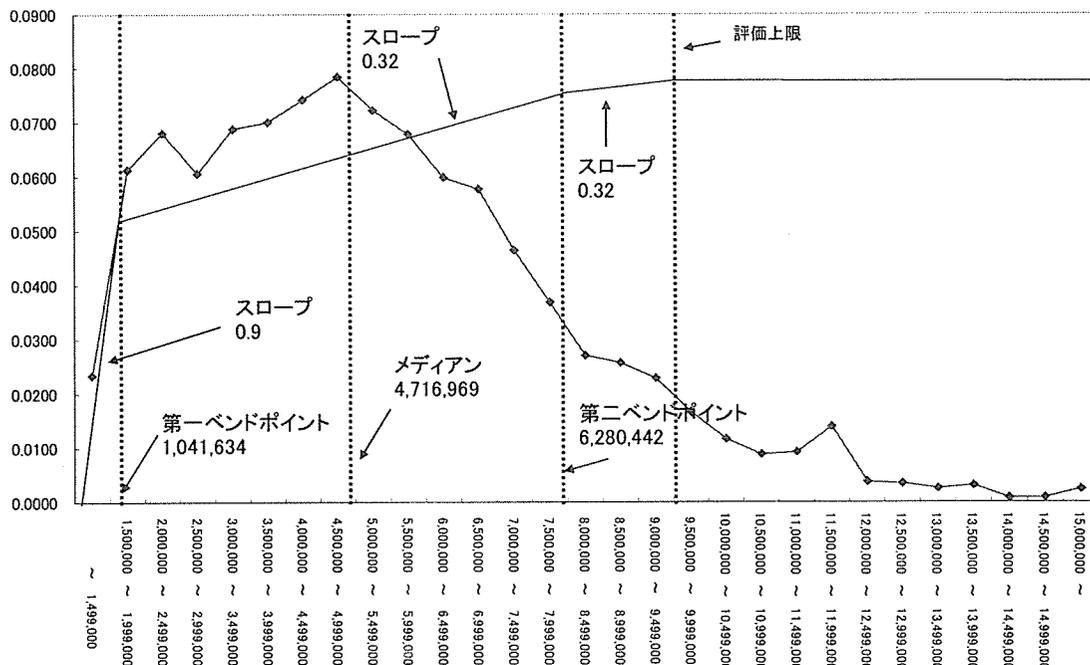
¹¹ 分布Jは日本の所得分布の前提に、分布Uはアメリカの所得分布を前提に作成している。

特に3つめの仮定により、単に一時的な給付算定方式の効果を分析するだけでなく、制度の収支への影響も見ることができる。

まず1および2に関わる所得分布の話である。厚生労働省保険局「健康保険被保険者実態調査」の第4表 総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均総報酬額より、制度別・性別・年齢階級別の総報酬がわかる。これを合体させて一本の所得分布を作成する。もちろん、この分布はある年（今回は平成16年の数値を使っている）の年齢階級別の総報酬分布を示しているに過ぎない。本当なら、年金給付を裁定する年齢集団の所得分布を見つける必要がある。しかし、これに関しては十分な統計（粗いものならあるが）が得られなかった。そこで、この分布が年金裁定年齢集団の賃金分布として、しかもその分布構造が永続的に続くものとして取り扱った。3に関しては、単なる仮定である。

この仮定1より得られたのが図表10のマーカー付きの曲線である。実際に分布を見てみると、上述の分布Uよりも分布Jに近い形状をしている。この分布を使って、アメリカ方式の年金を給付しよう。

図表10 政管健保および組合健保から得た仮想総報酬分布とアメリカ方式

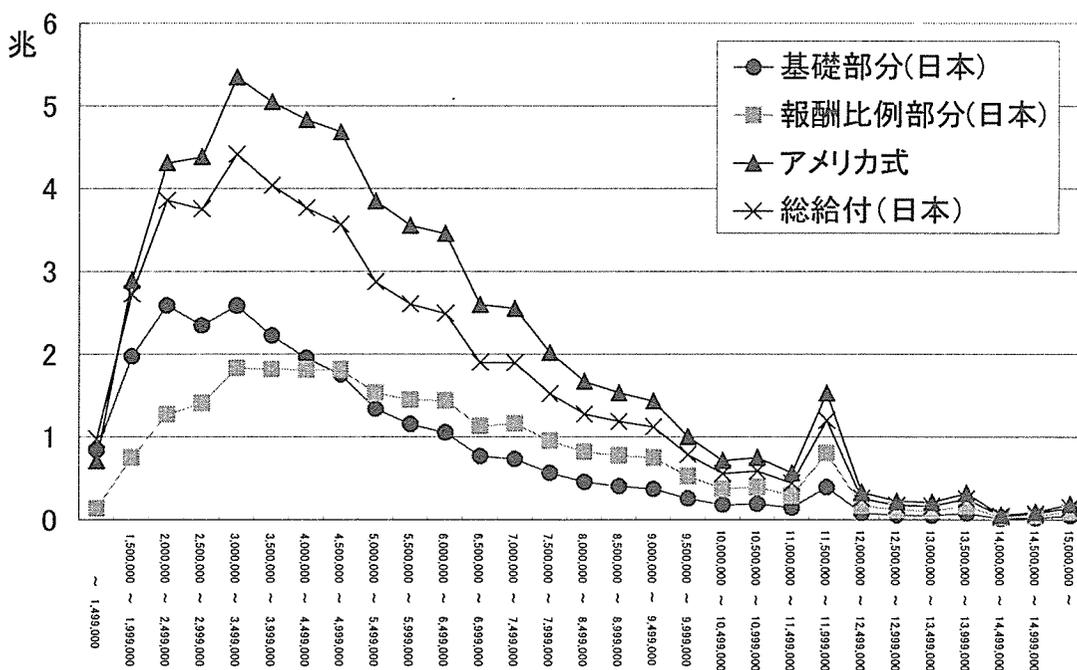


繰り返しになるが、アメリカ方式の年金を給付するには、バンドポイントが必要である。アメリカでは Average Wage Index は所得分布のメディアン（中

央値)に一致し、第1のバンドポイントはメディアンに対して1.84%水準におかれ、第2のバンドポイントはメディアンに対して11.09%の水準におかれている。この仮想分布のメディアンは471,669円(総報酬ベース)で、第一バンドポイントが1,041,634円、第二バンドポイントが6,280,442円である。ちなみに、図中でスロープを書き加えている黒実線が年金給付額である。また注意すべきは、バンドポイントを作成する時のメディアンは年収であることである。この誤解は大きく、第1バンドポイント、第2バンドポイント、メディアンの順番ではなく、第1バンドポイント、メディアン(月収ベース)、第2バンドポイントとなる。

日本については図表6の給付算定方法にしたがって給付を求めた。結果は図表11である。図表11から明らかなように、所得階層の低いグループに対してアメリカの年金給付方法が手厚いことがわかる。しかし、アメリカの方法はメディアン付近まで再分配構造が働くため、結果として給付水準が高くなってしまう。これは、図表8の分布Uと分布Jに対する年金給付と同様な結果である。アメリカ方式は分布Uのような不平等な分布に対しては有効である。しかし、日本的な分布には不適となる。ちなみに2026年の試算の結果、ジニ係数はアメリカ方式が0.167、日本方式が0.138で日本方式の方が優れているという結果となった。

図表11 所得の近似分布から求めた年金給付額(所得集団ごと)

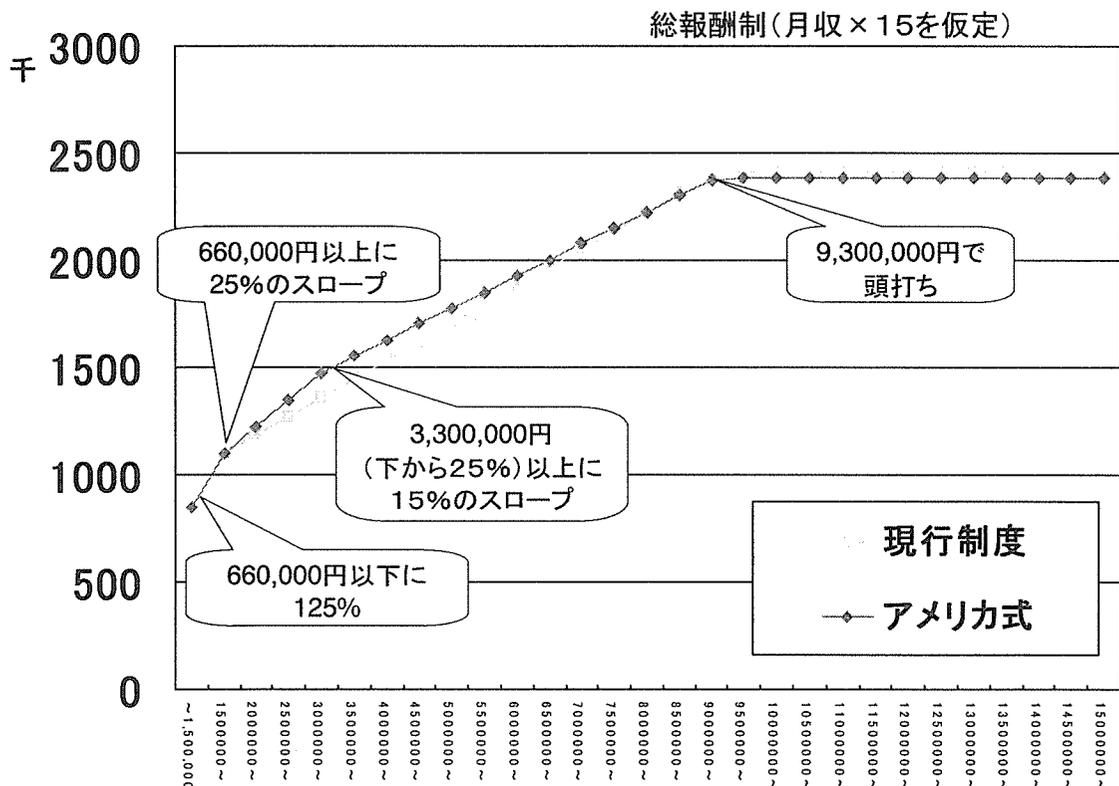


もちろん、日本の年金給付方法にしてもその所得再分配機能において基礎年

金の役割が大きく、この水準如何では結果が変わる。本研究はアンケート調査の問6、「年金給付のあり方について伺います。現行制度は基礎年金+報酬比例部分（自営業者等は基礎年金のみ）で年金給付が構成されています。今後、年金給付の算定方法はどうかとお考えですか」と密接に関係がある。本文でも繰り返し検討されるように、スウェーデン方式なら最低保障の範囲と水準、アメリカ方式ならバンドポイントの設定と給付乗率（スロープ）が再分配の程度を決める。

ちなみにアメリカ方式のバンドポイントとスロープに工夫を加えて再構成したものが図表12である。アメリカ式の bend point を求めるため、政管・組合から総所得階層別の人数を求めて、総所得の25%点、75%点を bend point に採用した。ただし、各所得階級内では人間が一様に分布していると仮定した。これを基に、25%以下、25%～75%、75%以上の各給付乗率を58%、18%、10%に調整することで、合計の給付額を現状の24兆円にそろえた。すると、アメリカ方式と日本の方式がほぼ重なって作られる。その意味で、アメリカ方式と日本の方式は全く別物というよりも兄弟のような関係にある。

図表12 総給与水準に対する年金の各制度の年額



また、本研究はプレアンケート調査の問6、「年金給付のあり方について伺い

ます。現行制度は基礎年金+報酬比例部分（自営業者等は基礎年金のみ）で年金給付が構成されています。今後、年金給付の算定方法は「どうあるべきとお考えですか」と密接に関係がある。本文でも繰り返し検討されるように、スウェーデン方式なら最低保障の範囲と水準、アメリカ方式ならバンドポイントの設定と給付乗率（スロープ）が再分配の程度を決める。この部分は、次年度の課題である。

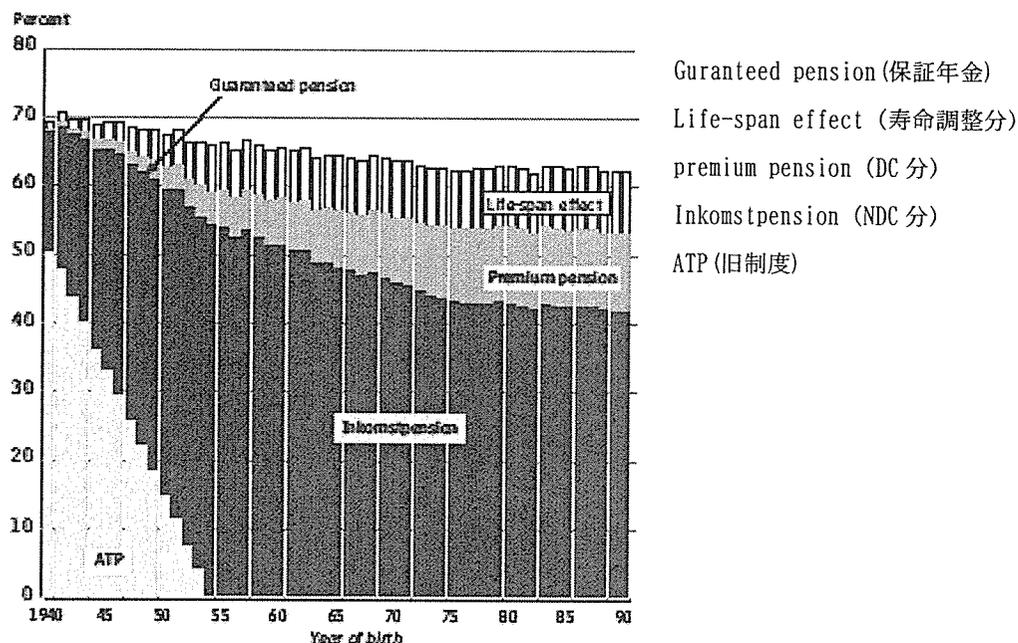
6 終わりに

年金給付算定方法を見ていくとその国がどこに焦点を絞って年金額を決定しているかがわかる。スウェーデンは給付と拠出の関係を明確にするために、完全所得比例の年金給付算定式を使っている。それは、スウェーデンの年金改革の目的が、

- (1) 保険料負担と給付の対応の関係を明確化
- (2) 後世代の負担増を回避。
- (3) 異なる収益率の組み合わせによりリスクを分散。
- (4) 高齢化リスクを同一世代内で吸収。

の4つであったことによる。このことは年金給付の将来見通しにも現れている。

図表 1 3 Average Pension at Age 65 as a Percentage of Average Income, Base Scenario



注)Swedish Social Insurance Agency (2005) p48

図表 1 3 で言えば、premium pension（DC：確定拠出分）にあたる。16%の

部分は Inkomstpension (NDC:仮想的確定拠出分)。Life-span effect とは、寿命の延びによる調整分である。この調整分は人口的な要素だけではなく、経済・保険数理的な条件も加味したものである。スウェーデンでは、保険料率を 18.5% で将来的にも維持するため概念上の確定拠出 (NDC) 制度について、人口構成や経済成長等の前提条件の悪化に備えて、毎年度、バランスシートが債務超過に陥っていないかどうかをチェックし、給付が予定よりも増加する、あるいは、保険料収入が予定よりも不足する結果、年金財政が長期的に債務超過にあると見込まれる場合には、資産・負債が均衡するまで年金給付額のスライド率をさらに抑制する「自動的収支均衡メカニズム」を導入している。図表 13 のような推計結果の表示方法は、1) 年金給付額の内訳を明示することで、特に若年層の拠出建て年金に対する意欲を喚起し、2) 将来については世代間移転が極力抑制されていること (自動的にマイナススライドで均衡すること) を確認できるようになっている。高位だと、premium pension の比率が高まる。低位だと、premium pension の収益は悪く、かつ、人口的にも年金給付を調整してしまう結果になる。

一方、アメリカの給付算定方式は所得の再分配を強烈に意識したものである。特に低所得者に対しては給付乗率 0.9 というかなり大きな値を使っている。結果、給付代替率 (年金額 ÷ AIME) は、月収 \$500 の者は 0.9 (月の年金 \$450)、月収 \$3,000 であったものは 0.45 (月の年金 \$1,354)、月収 \$4,200 であった者は 0.41 (月の年金 \$1,721) である。また給付の上限は \$7,500 で給付代替率は 0.30 であり、年金額は \$2,216 である。この月収 \$500 の者と \$7,500 の者は賃金の格差は 15 倍であるが、年金額に直すと 4.92 倍である。日本の老齢厚生年金の方は、下限の 98,000 円の者と上限の 620,000 円の者の関係が 6.33 倍 (ちょうど、620,000 円 ÷ 98,000 円) であるが、給付総額全体の差は 2.52 倍である。こう見ると、アメリカの方が再分配を意図したものであることがわかるだろう。次年度は、負担面もあわせて、年金の所得再分配機能について考えてみたい。

補論1 先進各国の年金給付方法

本稿の議論に先立って必要な事項をまとめた補論を記載しておく。これらの問題は今年度の原稿を書く上でも必要なことであったが、同時に来年度の課題でもある。

1 年金の意味付け

年金とは老後生計費の重要な糧である。例えば、国民生活基礎調査によれば、恩給・公的年金が総所得の80%以上を占めると答える世帯は、全体の70%程度になっている。この数値はここ数年で見ても上昇しており、高齢化社会において、高齢者の家計を支える重要な手段が年金である実態が見て取れる。特に公的年金は終身年金であるから予期せぬ長生きに対しての保障に優れる。加えて、スライド制によって年金給付の“価値”が一定水準を維持できる。このような制度が持続可能でさえあれば、多くの国民の支持を得ることができる。しかし、現実社会では年金に対する不信・不安が蔓延している。これは何故であろうか。簡単な数式でこの問題を考えてみよう。

公的年金の問題は以下のように考えられる。

$$F \cdot r + C + T_G = B \quad \text{式1}$$

である¹²。さらにC、Bは

$$\begin{aligned} C &= \phi(WPOP_y, W_y) \\ B &= \xi(WPOP_o, W_o) \end{aligned} \quad \text{式2}$$

なる関数である。ここで、 $WPOP_y$ は年金制度の加入員（被保険者）を、 $WPOP_o$ は年金者（年金受給者）を表す。また、 W_y は加入員の賃金、 W_o は年金者の賃金を表す。ただし、

$$\frac{\partial C}{\partial WPOP_y} \geq 0, \frac{\partial C}{\partial W_y} \geq 0 \quad \frac{\partial B}{\partial WPOP_o} \leq 0, \frac{\partial B}{\partial W_o} \leq 0 \quad \text{式3}$$

である。すなわち、高齢者が増加すれば年金給付は増大する（スライドは、高齢者の現役世代における賃金の価値を一定に保つ）。一方、若年層が減れば、保険料収入が減じられる。その意味で、年金収支の改善だけを考えるならば式3の性質を利用して、

- ① 保険料収入を増加させること

¹² ただし、F；年金積立金、r；利率、C；保険料収入、 T_G ；国庫負担、B；年金給付である。

- ② 受給者人口を低下させること
- ③ 年金給付額を抑制すること
- ④ 積立金の運用収入を上げること

の4つの方法が考えられる。①はC（保険料収入）を増加させる方策、すなわち若年層の負担をあげる方法である。現行制度のままであると、将来的には年金だけで26%を超えるような保険料率になってしまう。これに、医療・介護といった社会保険料負担に租税分が加わる。いわゆる国民負担率の問題があって、Cの増額には自ずとシーリングがあるはずである。一方、②および③はB（年金給付）を抑制する方法、つまり受給者の負担を上げる方法である。1999年改正法（ミレニアム年金改革）で導入された、報酬比例部分の5%適正化は、③の方策をとったことになる。しかし、この方法も、表1で見たように現行では公的年金に収入を依存する高齢者が多いことも事実であり、これを減額していくことにも限界がある。その意味で、保険料を引き上げ、給付を削減するという制度改正はいずれ限界がくる改正手法であるといえる。いままでは、このCとBがどのような像を描くのかということに対する展望がなかったといわざるを得ず、これが、年金不信につながっているものと考えられよう。すなわち、年金制度を維持することとは、単に式1が満たされるということだけの問題ではないのである。

2 年金給付と制度改革

前節の議論を、もう少し年金制度の詳細に関して考えてみよう。年金制度を設計する場合に、まず、どのような給付水準を設定するかという問題がある。次に、これの財政をどのように賄うかという問題がある。年金の理念とその給付態様には大きく分けて

- ア) 年金は最低保障（基礎年金）重視
- イ) 年金は退職前所得の保障（報酬比例年金）重視
- ウ) ア) とイ) のハイブリッド

と3つに分類できる。当然のことながら、それぞれの方法には一長一短がある。ア) の場合は、定額給付 + 定額拠出の組み合わせが一般であるが、定額拠出による逆進性の問題が短所である。一方で、給付の個人単位化は容易というメリットもある。イ) の場合は報酬比例給付 + 定率拠出の組み合わせが一般であり、従前所得の一定割合を維持するものであるから、退職後の生活水準の急激な低下を抑えることが可能となる。しかし、この裏返しとして、勤労期の所得格差の持ち越しにもつながる。言い換えれば、所得の高かった者には高い水準の年金が支給され、低い所得であった者には低い水準の年金が支給される。そのため、再分配効果をどのように取り込むのか、低所得者対策の必要(最

低保証的な給付の必要)という問題を抱える。一方、ウ)は報酬比例の給付乗率を屈曲させる(バンドポイント方式)方法や定額部分と報酬比例部分を持つわが国の厚生年金保険のような方法が代表的である。実際には、上記のような方法を様々な国々が取っている。各国の態様は(西村 2000による分類)以下のようになっている。

図表補-1 給付態様から見た各国の年金制度

A 最低保障の国 ア)と緊密	ニュージーランド、デンマーク	給付理念
B 退職前所得の保障 と緊密	アメリカ、ドイツ、スウェーデン	給付理念イ)
C A + B の国 と緊密	日本、イギリス、カナダ	給付理念ウ)

これらの国々が、何故、当該給付制度をとるようになったかについては各国の歴史、文化、社会・経済に依存すると思われるのでここでは深く立ち入らない。ただ、いくつかの特徴は捉えることができる。

1. Aタイプの国では、給付の水準は生活保護的な色彩が強くなり、Bタイプの国では、退職前所得の5割から6割といったところが世界の平均的な水準であるという。
2. 社会保険料(税)による拠出で定額給付の国では、加入インセンティブが弱い。
3. 定額給付の国では、最低保証の見直しが必要になる場合がある¹³。
4. 制度の分立は、年金制度に対する国民一般の支持を引き下げる¹⁴。

図表補-2 年金制度改革の態様 (Holtzmann2002)

改革パターン	背景
- Notional Defined Contribution (NDC) reform	世代間扶養の縮小
- Full privatization	公は非効率
- Public pre-funding of DB or DC	時間的な再分配の縮小
- Multi-pillar pension reform	世銀方式(チリモデル)
- Parametric reforms	?

¹³ イギリスにおいては、国民保険からの定額給付である年金給付額では高齢者の貧困問題が解消されず、国家第2年金という補足的な年金給付を導入している。

¹⁴ スウェーデンの2000年改革では、所得比例一本の年金給付算定式に改められた。

おそらく、こうした制度の特徴に起因する問題を解消しながら、加えて人口の高齢化にも対処した制度改革が必要となるものと思われる。では、どのような制度改革がありうるのか。世界銀行の Holtzmann は、図表補-2のように分類している。

たとえば、NDC 改革では仮想的な個人勘定を設定し、確定拠出的に運用する。この目的は、経済成長の果実を運用の裁量のみを通じて年金受給者に分配するという方法であり、いわば、年金から世代間扶養の役割を取り除く作用をもつ。このように改革パターンには特定の目的があり、そしてその背景には世代間の負担と給付の公平性の問題が大きい。

3 制度改革の評価基準と日本の改革

以上のように、様々な手段の可能性のある年金制度改革であるが、これを場当たり的に行わないためには何らかの基準が必要となる。米国では、クリントン政権時代の 1990 年代半ばに行われた大統領社会保障諮問委員会で、年金制度改革の評価基準¹⁵が議論されていることは有名である。ここでは年金制度改革案を評価する為に、次の 6 つの評価基準を提出している。

1. 退職後の所得の十分性¹⁶
2. 所得変動に対する保険の十分性¹⁷
3. 市場の効率性を損なうことはないか¹⁸
4. 生涯拠出と生涯給付のバランスは適正か¹⁹
5. 国民貯蓄は増加するか²⁰
6. 年金制度の財政的な健全さを強化しうるか²¹

¹⁵以下、アメリカの年金制度改革基準に関しては、中田正 (2003) に負う。

¹⁶最低限の所得を確保すること、および、従前所得と連関した代替率を提供すること。

¹⁷公的年金は、障害年金や遺族年金をみると明らかなように、事故への対応やリスクの集団的回避を行うように設計されている。こうした制度は、労働市場へも影響を与える。ここでの問題は、現状の労働市場で、年金給付の額が大きすぎないか、また、小さすぎないかということである。

¹⁸市場の効率性の観点からは、労働一余暇選好と貯蓄一消費選好に焦点が当てられる。公的年金制度はこれらの双方の選好に影響を与え、人々を早期退職に導いたりする。また、各自の個人貯蓄を減少させるなど貯蓄行動にも影響を与える。この基準からは、労働市場や貯蓄行動に対するゆがみを少なくするような公的年金改革が好ましいものとされる。

¹⁹公的年金制度には所得再配分機能が組み込まれることが多い。したがって、所得の高い人は拠出に対し給付が少なく、所得の低い人は拠出に対し給付が多くなっている。また、拠出と給付を比べてみれば、制度発足直後や人口構成などにより、世代間の格差が避け難い場合があるが、生涯に渡る公的年金の拠出と給付の分布（具体的には世代間の拠出・給付の分布の変化、世代内の拠出・給付の分布の変化）にどのような影響を与えるか検討されなければならない。

²⁰米国の国民貯蓄率が低すぎる。低い貯蓄率は投資を減少させ、将来の生産物を減少させる。個人、企業、国、あらゆる形態の貯蓄が重要である。この基準からは、制度改革案が全体の国民貯蓄率を向上させるか否かが問題となる。

²¹報告書に提示されている具体的基準は次の 2 つ。1) 年金積立金が 75 年間に渡って枯渇することがない

この基準の特長は、やはり給付の十分性が基準の最初に来ることである。明示的ではないが、これは、おそらく1と2が満たされなければそれ以降の基準を満たすことは無意味であるという考えに基づくものと考えてよい。その意味で言えば、年金給付額の水準を式1（年金財政）の均衡ということから出発して決定することを暗に戒めているような印象を受ける。ただし、年金制度は抛出にしても給付にしても相当年月がかかり、その間に“事情”が変わるといふこともいたし方がない。それでも、給付水準を可能な限り調整することなく、年金財政を均衡させる方法を探すことのほうが国民一般の支持を受けやすいものと考えられる。

図表補－3 保障すべき対象の質的变化に対応する必要

問題		対応度	備考
ア) 統合化の問題（被用者、自営業者）	△		基礎年金の導入(1986)
イ) 家族の変化（単身、離婚）	×		年金分割
	△		基礎年金
ウ) 家族の役割の変化	×		イ)∩エ)、無業の3号
エ) 雇用の変化（パート労働）	×		130万円→65万円
			3/4 → 1/2

では、わが国では何をなすべきか。給付の問題点を除けば、人々の暮らしと中立的な年金制度という評価観は重要である。表3に上げたように、わが国の年金制度にはいくつかの問題点がある。それも、人々の生活様式に起因するものが多い。自営業か否かということ、どの程度の時間労働するのかということ、未婚か既婚、あるいは離婚歴を持っているかということによって年金制度が異なってくるということには問題がある。この解決には、全国民がひとつの年金制度でカバーされることが望ましい。どのような人でも一人で生活することが可能な年金給付水準（世帯で受け取る場合には、規模の経済性を考えて $1 + 1 = 2$ ではなく、1.6ぐらいにする）を給付できる制度設計が望まれる。

高齢化に向けて、年金制度の改革は必須である。問題は、改革が給付水準とどのような関係にあるのかを明示する必要がある。なぜならば、国民一般の興味は、自分がいくら支払っていくらもらえるかということにあるからである。たとえば、短時間労働者の厚生年金保険適用はどういう意味があるのかを考えよう。パート労働と密接な関係にあるのは第3号被保険者である。現在の厚生年金の給付水準は65歳以上の夫婦世帯で23万8000円(基礎年金6万7000円

こと（米国の公的年金制度の財政計算は75年間に渡ってなされる）。2）75年後に現在より良い収支状況となっており、その後もより健全な財政状況が見込めること。これらの基準は、財政バランス回復の為に必要とされる給付削減、収入増を計画する為に使われる。

の2人分プラス報酬比例部分10万4000円)と説明されるが、これは平均的賃金で40年勤続した夫と終身専業主婦であった妻の世帯がモデルである。実際にはこのような世帯は大多数ではなくなりつつあるといわれる²²。産業構造の変化・景気の後退に相まって夫婦の就労形態は多様化しており、例えば夫婦共働きで両方が平均賃金で40年勤続したケースでは、年金額は世帯合計で30万1000円となる。また現在、女性は平均5年以上の厚生年金加入期間を持っており、これは約8000円弱の報酬比例部分の年金を受ける権利を保有していることになるため、この世帯では、現行のモデル金額は23万8000円と8000円を合計した24万6000円となる。従って、専業主婦世帯モデルによる給付基準額は、現状を鑑みた基準とするべき給付額を過小評価している。この場合、多少の年金給付額の減額、あるいは負担の増加は許されるのではないか。年金制度改正の議論に具体的な給付額というリアリティを持たせながら論ずることをしなければならないものと思われる。

補論2-1

2004年年金改革の最大の意義を挙げれば、負担の上限を法定したことである。言い換えれば、負担の範囲から給付内容を決定するようになったことである。しかし、給付の減額が今後もつづく可能性があること、とくに昨今の原因の最大は負担者の減少である。(Actuarial Conservatismに立てば)少子化は続いていく(日本の将来推計人口-平成19年12月推計-)。その一方で非正規雇用化のトレンドは、製造業およびサービス業共に続いていくだろう。なぜなら、大競争時代において企業はコア従業員以外の社会保険料負担をしたくないからである。したがって、基本的にこれからの改革は給付の合理化、削減基調でいかざるを得ない。理由は負担率の増加は限界であるが、少子化と共に非正規雇用化が継続し、保険料収入の増加が見込めないからである。

以上と関連して2004年年金改革において積み残された課題は、

1. 非正規雇用者(請負、派遣)の適用
2. 3号被保険者問題

現行制度では、彼らは自営業を対象とした国民年金、国民健康保険にしか入れない。健康保険はまだしも、年金に至っては自営業者の小遣いである国民年金制度で老後の生計費を賄うことはできないであろう(新しい制度の創設?)。

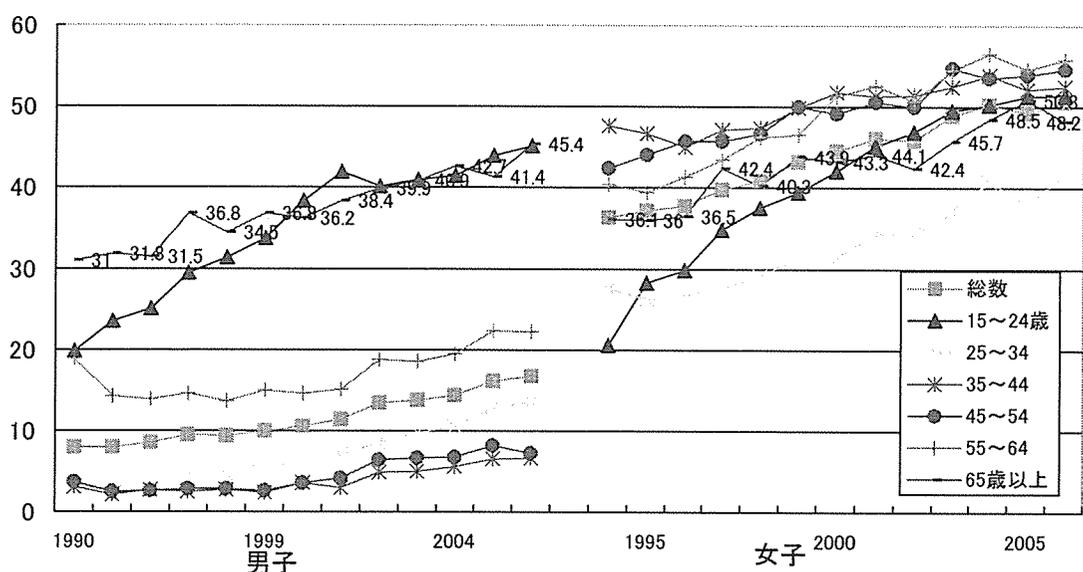
また、3号被保険者問題に関しては、これまでパート労働との絡みで議論が複雑になる部分があった。簡単に言えば、専業主婦のパートと非正規雇用としてのパート労働者が年金制度の適用問題では一緒にされるが、方や専業主婦世帯と共働き世帯の議論となるといわゆる“損得論”がでて収拾がつかない状態

²² 有森(2003)参照。

であった。しかし、次期年金制度改正ではパートタイマーの厚生年金保険への適用問題が遡上に登りそうであり、こちらも試算を含めた形で議論をまとめた。いずれにしても、皆年金・皆保険が崩壊に瀕している。そこで、補論2-1ではまず、非正規雇用化の影響を厚生年金保険への影響で捉えよう。その後、補論2-2で3号被保険者問題の問題を考える。

図表補-4に示したのは非正規雇用者の推移である²³。女子はほぼ上限と思われるが、男子は65歳以上の以外の年齢で今後も伸びていきそうである。この図を参考に厚生年金保険の被保険者についての試算を行った。まず、労働力率は2005年で一定とする。2005年の15～69歳の労働力人口は男子3747万人、女子2656万人であったのが2025年には男子2784万人、女子1865万人、2050年には男子2081万人、女子1393万人となる。このうち、非正規雇用者の割合を、

図表補-4 非正規雇用者比率の推移（男女年齢別） 単位：パーセント



(注) 非農林業雇用者対象。2001年以前は2月調査、それ以降1～3月平均。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。

(資料) 労働力調査

試算 1²⁴

女子は現行水準維持

男子 15～24歳現行水準 45.2パーセント

25～34歳 25パーセント

²³ 以下の記述は「医療・介護、年金のシミュレーション分析・病床数調整、要支援枠の充実、雇用問題」 「社会保障総合モデル事業 平成18年度報告書」所収に加筆・修正したものである。

²⁴ 試算のパラメータ設定にはプレアンケート結果（問12）を参考にした。

あとは現状維持

試算 2

15～24 歳現行水準 45.2 パーセント
25～34 歳 50 パーセント
35～44 歳 50 パーセント
45～54 歳 50 パーセント
55～59 歳 50 パーセント
60～64 歳 50 パーセント

試算 3

15～24 歳現行水準 45.2 パーセント
25～34 歳 15 パーセント
35～44 歳 25 パーセント
45～54 歳 30 パーセント
55～59 歳 40 パーセント
60～64 歳 50 パーセント

と 10 年かけて変化するものとした²⁵。

図表補－5 に試算結果を挙げてある。試算では、非正規雇用化が進めば 10 年後には 3～40 パーセント程度の被保険者が減少することになる。厚生年金保険制度から外れる被保険者の所得分布が不明なため保険料収入への影響が不明であるが、ここで問題なのはこの減少分をどのようにファイナンスするかである。仮に保険料収入も 3～40 パーセント程度減少すると考えれば、給付を削減せざるを得ない。その場合、一律にカットする場合と年金受給額によりウェートを付ける場合がある。しかし現実には高年金所得者に多くを負担してもらうことになるだろう。

一例を挙げれば、

5 パーセントカットなら

400 万円～ 5 パーセント

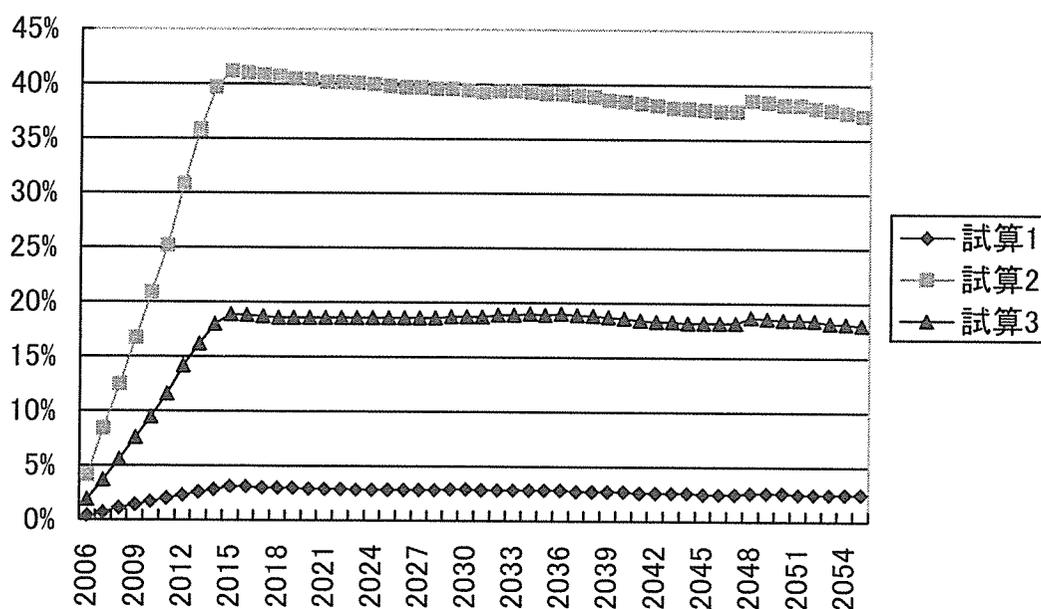
²⁵ もちろんこの問題は、このように簡単に割り切れるものではない。そのときの景気、需要を作る企業の業種、供給側のマインドによってその都度変わるであろう。景気回復の影響がここに来て出始め、200 万人を切って 187 万人となった。ただし、今回の変化をみると、15～24 歳は 9 万人減ったものの、25～34 歳は 5 万人の減少にとどまる。フリーターの定義から外れる 35～44 歳のパート・アルバイトは 16 年以降、毎年 2 万人ずつ増え、18 年は 32 万人に達している。フリーターの“高年齢化”がここに見て取れる（田中 2005）。いわば、“年を食った”者たちは取り残されているのではないか。その意味で、この階層は今後もエコーとして残るだろう。この詳細な分析は今後の課題としたい。

25パーセントカットなら
 ～150万円以下 10パーセント
 150～399万円 20パーセント
 400万円～ 31パーセント

40パーセントカットなら
 ～150万円以下 15パーセント
 150～399万円 30パーセント
 400万円～ 50.5パーセント

の削減が必要となる。果たしてこのようなことが可能であろうか。といっても、現在の厚生年金保険は約5.3年分の給付を賄う積立金を保有するが事実上の賦課方式であるので、被保険者減少の影響はすぐに出てくるであろう。

図表補－5 厚生年金被保険者の減少率



なお、この件に関係したことはプレアンケート調査の問12でも聞いている。とい詳細な検討は来年度の報告書に譲るが、暫定的な集計では、非正規雇用者に関してどのように考えているかという問いには、

- 欧州のように「同一労働・同一賃金」の原則が守られていないので問題だとするの

- 非正規雇用者も被用者保険の加入者にすべきだと考える

という選択肢に回答が集中していた。今後、本格調査を実施する際にはこの回答のひとつひとつを検討する必要がある。例えば「同一労働・同一賃金」という待遇を整備する場合でも、

- 公的年金はともかく、企業年金への加入はどうするのか
- その場合、賃金が低くならざるを得ない非正規雇用者の場合、正規雇用者との間で負担・給付の両面で再分配が起こる可能性がある

といった問題が生じる。ただし、非正規雇用者の現状は問題であるとするのは有識者も一般人も変わりがない²⁶。特に“労務費用の軽減策として仕方がない”が少なかったのが印象的であった。

補論 2-2 3号被保険者問題²⁷

少子高齢化の中、負担の担い手を増やし、社会経済の変化にも対応できる方法が一つある。それは保険料の拠出を含めた3号被保険者の実質的な年金制度への加入である。サラリーマン（または公務員）の妻は国民年金の第3号被保険者となり、保険料は支払う必要はない。

すなわち、サラリーマン、公務員の専業主婦は保険料を負担せず老後は夫の基礎年金と同額の年金を受給できる。現行の制度は昭和60年の改正時導入されたものであり、改正前は、夫の年金額に加算（配偶者加給年金額）する形がとられており、任意で国民年金に加入することが可能であった。言い換えれば、国民年金に妻が任意加入せずに離婚した場合には、妻には年金が支給されないといった問題があった。この問題を解決するため、専業主婦も国民年金に加入させ（第3号被保険者）、老後は基礎年金を支給する現行の形式になった。この3号被保険者に関しては、保険料を負担せずに夫と同額の基礎年金を受け取れるということを捉えて、特に共働きで働く女性、正確には自ら社会保険料を納付している女性から不平等であるとの主張がなされてきた。

この視点は、実は社会保険料を専業主婦に課すことの根拠とはならない。一般にPTA活動や地域活動などは、専業主婦のほうがその役割を多く担い、共働き女性が専業主婦から受けている移転も無視できない。万が一これを無視すると言うのであれば、“外で働いているのだから内のことは女がやれ”という家父長制の残滓のような主張を共働き女性自体がすることになる。年金を損得で考えると重要な視点が欠落してしまう。この問題を考察するに専業主婦と共働き

²⁶たとえば、日刊工業新聞 2007年1月9日 ネットリサーチ goo リサーチと日刊工業新聞による共同企画調査<第29弾>「格差社会」に関するアンケートを参照。

²⁷以下の記述は「公的年金のフィージビリティスタディ」日本年金学会誌、No.22に加筆・修正したものである。